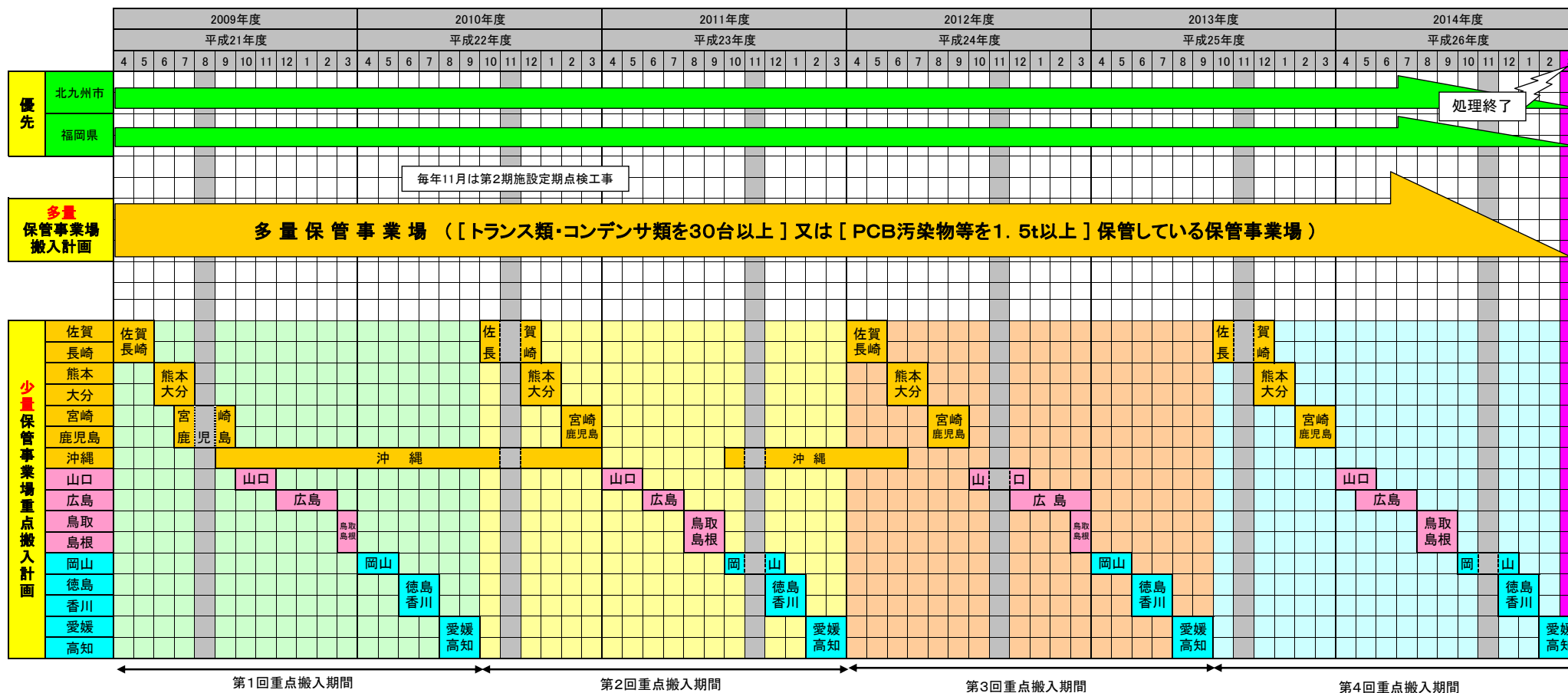


北九州事業にかかる 各県ごとの重点搬入計画

平成22年10月21日



※本計画の対象は、「トランス類・コンデンサ類」^{注1}、「廃PCB油等」及び「PCB汚染物等」^{注2}です。

注1:「トランス類・コンデンサ類」…対象は10kg以上

注2:「PCB汚染物等」…安定器、感圧複写紙、ウエス、汚泥等

※表示されている期間は北九州事業所へ搬入を行う期間であり、契約の案内等は概ね搬入の6ヶ月前より行います。

※各県における処理の進捗状況を踏まえ、必要な見直しを行うことがあります。

※定期点検工事時期及び期間は、年により一部変更があります。

【保管事業場搬入計画(多量・少量)の適用区分表】

		PCB汚染物等	
		1.5t以上	1.5t未満
トランス類・コンデンサ類	30台以上	県域にかかわらず順次搬入 ※重点搬入計画の「多量保管事業場搬入計画」を適用	県域にかかわらず順次搬入 ※重点搬入計画の「多量保管事業場搬入計画」を適用
	30台未満	県域にかかわらず順次搬入 ※重点搬入計画の「多量保管事業場搬入計画」を適用	県ごとの重点搬入月間に搬入 ※重点搬入計画の「少量保管事業場搬入計画」を適用